

県内病院における看護職員夜勤実態調査結果について

1 調査の目的

県内病院の看護職員の夜勤実態を調査し、確保・定着対策の基礎資料とする。

2 調査の概要

- (1) 調査対象期間 平成25年11月1日から11月30日
(2) 調査対象 県内に所在する病院（53病院）
(3) 回答状況 53病院（100%）

3 調査結果の概要

(1) 勤務編成の基準

○県内の病院が、日本看護協会が策定した『看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン』（11項目）と同様の基準を有しているか否か。

看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン (主なもの)	同様の基準を有する病院数・割合
ア 勤務の拘束時間が13時間以内	17病院(32.1%)
イ 夜勤回数が月8日以内(3交代)または " 月4回以内(2交代)	8病院(20.5%)※1
ウ 交代の方向が正循環(3交代)	2病院(10.5%)※2

※1 3交代のみ、2交代のみ行っている病院（39病院）に占める割合

※2 3交代のみ行っている病院（19病院）に占める割合

(2) 時間外労働

ア 平均時間外労働時間数 6.9時間

(入院部門の看護師長未満の正規職員4,329人 臨時職員等362人 計4,691人の平均)

(内訳)病棟の種類別平均時間外労働時間数

①ICU,CCUなど 11.0時間 ②救急病棟 10.3時間 ③一般病棟 8.5時間
④療養病棟 4.1時間 ⑤回復期ハ 3.8時間 ⑥精神病棟 1.5時間

イ 時間外労働の主な要因(複数回答)

①看護記録等 43病院(81%) ②患者対応 38病院(72%) ③引継業務 13病院(25%)

ウ 時間外労働の管理方法(複数回答)

①自己申告制 28病院(53%) ②タイムカード等 18病院(34%)

①上司が現認 13病院(25%)

(3) 休職者数

○理由別休職者数等(入院部門看護職員数4,917人中)

項目	人数	割合
(ア)産前産後休暇・育児休業	384人	7.8%
(イ)病気休職	28人	0.6%
(ウ)介護休暇	7人	0.1%

(4) 夜勤実態

○平均夜勤日数等、夜勤専従職員を置く病院数・割合

3交代制病棟 (2,639人)	平均夜勤日数	7.6日
	9日以上夜勤を行っている看護職員 の人数・割合	903人 (34.2%)
2交代制病棟 (1,423人)	平均夜勤日数	4.2回
	4.5回以上夜勤を行っている看護職員 の人数・割合	622人 (43.7%)
夜勤専従職員を置く病院	17病院	32%

(調査票1) 勤務編成の基準 (基準の有無及び基準の内容)

調査項目		島根県	日本看護協会	備考
①勤務間隔 (11時間以上)	具体的な基準・目安がある	33 62.3%	1048 30.9%	
	「11時間以上」としている	18 34.0%	864 25.5%	
②勤務の拘束時間 (13時間以内)	具体的な基準・目安がある	49 92.5%	1260 37.1%	
	「13時間以内」としている	17 32.1%	423 12.5%	
③夜勤回数 (3交代では8回以内)	具体的な基準・目安がある	24 61.5%	1200 61.2%	注3
	「月8回以内((変則)3交代)、又は月4回以内((変則)2交代)、又は月64時間以内」としている(※2)	8 20.5%	352 17.9%	
④夜勤の連続回数 (2回以内)	具体的な基準・目安がある	34 64.2%	1903 56.1%	
	「2回まで」としている	34 64.2%	1662 49.0%	
⑤連続勤務日数 (5日以内)	具体的な基準・目安がある	47 88.7%	2411 71.1%	
	「5日以内」としている	36 67.9%	1473 43.4%	
⑥休憩時間 (夜勤途中で1時間以上)	具体的な基準・目安がある	50 94.3%	2372 69.9%	
	「夜勤の途中で1時間以上」としている	45 84.9%	2071 61.1%	
⑦夜勤時の仮眠 (実労働時間が8時間以上の場合は2時間)	具体的な基準・目安がある	26 49.1%	1719 50.7%	
	「2時間以上」としている	15 28.3%	1184 34.9%	
⑧-1夜勤後の休息(休日) (2回連続夜勤後は48時間以上)	具体的な基準・目安がある	23 43.4%	973 28.7%	
	「48時間以上」としている	4 7.5%	228 6.7%	
⑧-2夜勤後の休息(休日) (1回の夜勤後は24時間以上)	具体的な基準・目安がある	28 52.8%	1680 49.5%	
	「24時間以上」としている	28 52.8%	1367 40.3%	
⑨週末の連続休日 (1ヶ月に1回以上、土・日ともに前後に夜勤のないこと)	具体的な基準・目安がある	25 47.2%	1209 35.6%	
	「1回以上」としている	25 47.2%	1209 35.6%	
⑩交代の方向 (正循環)	「正循環」としている	2 10.5%	269 39.9%	注4
⑪早出の始業時刻 (7時以降)	具体的な基準・目安がある	34 64.2%	1320 38.9%	
	「7時00分以降」としている	28 52.8%	1232 36.3%	

調査概要

	島根県	日本看護協会
調査の名称	平成25年度 県内病院における看護職員夜勤実態調査	2012年 病院における看護職員需給状況調査
調査の目的	離職防止・定着対策のための基礎資料を得る。	「看護職の夜勤・交替制勤務に関するガイドライン」普及に向けた現状把握
調査対象	県内 53 病院の病院管理者及び看護管理者	全国 8,632 病院の看護部長
調査実施年月	平成25年11月	平成24年10月
回収状況	回収数 53 (回収率 100%)	回収数 3,392 (回収率 39.3%)

注1 日本看護協会が平成25年2月に公表したガイドライン(「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」)の11項目について、県内53病院が基準を有しているか否か、有している場合の基準の内容を集計した。

注2 日本看護協会の数値については、『2012年 病院における看護職員需給状況調査』において公表された数値を用いて再集計を行った。

注3 日本看護協会の調査結果と比較するため、(変則)3交代のみを行っている病院、及び(変則)2交代のみを行っている病院を母数として算出した。(島根県39病院 日本看護協会1, 962病院)

注4 ・「正循環」とは、(変則)3交代制職場において、「日勤→準夜勤→深夜勤」のように勤務の開始時刻を遅くする勤務編成。
「逆循環」とは、「日勤→深夜勤→準夜勤」のように、勤務の開始時刻を早くする勤務編成。
・(変則)3交代のみを行っている病院を母数として算出した(島根県19病院 日本看護協会675病院)。

(調査票2) 時間外労働

1 平均時間外労働時間数

6.9時間

(病棟の種類別 平均時間外労働時間数)

①ICU,CCUなど 11.0時間 ②救急病棟 10.3時間 ③一般病棟 8.5時間

④療養病棟 4.1時間 ⑤回復期リハ病棟 3.8時間 ⑥精神病棟 1.5時間 など

(入院部門に勤務する、看護師長未満の正規職員4,329人 臨時・パート・派遣職員362人 計4,691人の
H25.11.1-11.30における1人当たり時間外労働時間数)

2 時間外労働の主要因など

質問	回答	病院数	割合	備考
(1)時間外労働の主な要因 (複数回答)	①引継業務(医師の指示受けなど)	13	25%	
	②患者対応	38	72%	
	③事務処理作業(看護記録等)	43	81%	
	④その他	9	17%	・電子カルテ導入準備 ・薬剤管理 ほか
(2)時間外労働削減に向けた取組	①行っている	41	79%	・業務(分担)の見直し ・時差勤務 ・看護補助者の導入 ・シフトの工夫 ・ワークライフバランスの取組 ほか
	②行う予定である	4	8%	・引き継ぎの勤務時間内実施 ・記録の簡素化 ほか
	③行う予定はない	7	13%	・時間外労働はほとんどない
(3)労働時間管理 (複数回答)	①上司等が自ら現認・記録	13	25%	
	②タイムカード等に基づき記録	18	34%	
	③自己申告制	28	53%	
	④その他	2	4%	・出勤簿と上司の確認 ほか
(4)労務管理責任者を「労働時間管理者」として明確化	①明確化(院内に周知)している	23	43%	
	②明確化(院内に周知)していない	30	57%	

(調査票3-1)休職者数等、夜勤協定、夜勤専従手当調べ

項目		人数 病院数	割合	
(1) 休職者数等 (非正規含む)	A 8/1休職者数 (精神的不調)	8	0.2%	
	B Aのうち 11/1復帰者数	2	0.0%	
	C 1 1 / 1 理由別 休職者数	①産休者数	93	1.9%
		②育休者数	291	5.9%
		③介護休暇者数	7	0.1%
		④身体的不調	13	0.3%
		⑤精神的不調	15	0.3%
		⑥その他の不調	0	0.0%
		⑦その他	13	0.3%
	計	432	8.8%	
(参考)育児短時間取得者		86	1.7%	
入院部門看護職員数(10/1 実人員)		4,917		
(2) 勤協定 夜	夜勤協定 あり(53病院中)	16	30%	
(3) 員・夜 勤専 従職	①夜勤専従職員 あり(53病院中)	17	32%	
	②夜勤専従手当 あり(53病院中)	6	11%	

調査概要

調査の実施主体	島根県
調査の名称	平成25年度 県内病院における看護職員夜勤実態調査
調査の目的	離職防止・定着対策のための基礎資料
調査対象	県内 53 病院の入院部門
調査実施年月	平成25年11月
回収状況	回収数 53病院 (回収率 100%)

(調査票3-2)夜勤実態調査

1 入院部門

項 目		施設数 病棟数 職員数	割合等	
夜勤形態別・施設数	3交代のみ	19	36%	
	2交代のみ	20	38%	
	3交代・2交代混合	14	26%	
	計	53	100%	
夜勤形態別・病棟数	3交代のみ	118	50%	
	2交代のみ	74	31%	
	うち「16時間以上」の夜勤	(36)	(13%)	
	3交代・2交代混合	45	19%	
	計	237	100%	
夜勤形態別・看護職員数	3交代のみ	2,628	53%	
	2交代のみ	1,347	27%	
	うち「16時間以上」の夜勤	(553)	(11%)	
	3交代・2交代混合	942	19%	
	計	4,917	100%	
「3交代」の夜勤実態	1ヶ月当たり平均夜勤日数	「6日以内」	599	22.7%
		「7日」	473	17.9%
		「8日」	664	25.2%
		「9日」	464	17.6%
		「10日以上」	439	16.6%
		計	2,639	100.0%
		「8日以内」(再掲)	1,736	65.8%
	平均夜勤日数※2		7.6日	
	準夜勤体制(病棟数)	3人以上	59	50.0%
		2人	42	35.6%
		1人	17	14.4%
		計	118	100.0%
	深夜勤体制(病棟数)	3人以上	54	45.8%
		2人	47	39.8%
1人		17	14.4%	
計		118	100.0%	
「2交代」の夜勤実態	1ヶ月当たり平均夜勤回数	「3.0回以内」	261	18.3%
		「3.5回」	83	5.8%
		「4.0回」	457	32.1%
		「4.5回」	119	8.4%
		「5.0回以上」	503	35.3%
		計	1,423	100.0%
		「4.0回以内」(再掲)	801	56.3%
	平均夜勤回数※3		4.2回	
	夜勤体制	3人以上	22	29.7%
		2人	35	47.3%
1人		17	23.0%	
計		74	100.0%	

項 目		施設数 病棟数 職員数	割合等
夜勤専門看護職員	3交代	7	0.3%
	変則3交代	0	0.0%
	混合	16	1.7%
	2交代16時間未満	8	1.0%
	2交代16時間以上	12	2.2%
	計	43	0.9%

2 外来部門(有効回答数10)

職場数	3交代	1	10.0%
	変則3交代	0	-
	2交代	1	10.0%
	3交代・2交代の混合	3	30.0%
	2交代・当直	1	10.0%
	当直	4	40.0%
	計	10	100.0%
平均夜勤回数	3交代	7.5日	
	変則3交代	-	
	2交代(16時間未満)	3.2回	
	2交代(16時間以上)	-	
	混合	7.9日	
	2交代・当直	3.0回	
	当直	3.5回	

3 手術室(有効回答数10)

職場数	3交代	1	33.3%
	変則3交代	0	0.0%
	2交代	0	0.0%
	3交代・2交代の混合	1	33.3%
	2交代・当直	0	0.0%
	当直	1	33.3%
	計	3	100.0%

(参考)

日本看護協会「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」(概要)

項目	解説
①勤務間隔 (11時間以上)	<ul style="list-style-type: none">・日中の勤務に比べ、心身の不可の高い夜勤・交代制勤務者においては、勤務と勤務の間に一定以上の時間を確保することが重要。・現状では、3交代制において、「日勤→深夜勤」「準夜勤→日勤」のように勤務間隔が8時間にも満たない例が多い。
②勤務の拘束時間 (13時間以内)	<ul style="list-style-type: none">・「勤務の拘束時間」とは、実労働時間、休憩時間、仮眠時間、時間外勤務時間の総計。・長時間労働による疲労からくる医療事故のリスクを低減するためにも、労働者の健康と福祉を図るためにも労働時間規制は重要。
③夜勤回数 (3交代では8回以内)	<ul style="list-style-type: none">・「夜勤」とは22時から翌朝5時までの時間帯に係る勤務。・夜勤による睡眠障害などの短期的な健康への影響だけでなく、中長期的健康障害の危険性を高める可能性があり、一定の基準を設けることが重要。
④夜勤の連続回数 (2回以内)	<ul style="list-style-type: none">・基本的に望ましいのは、夜勤が連続しないこと。・2連続までにする事で夜間のリズムに適応せず昼型の生体リズムを維持することができる。・一般社会の生活リズムが昼型であるため、社会生活上のリズム不適合が生じないよう昼型の生体リズムを維持する必要がある。
⑤連続勤務日数 (5日以内)	<ul style="list-style-type: none">・「連続勤務日数」とは、休日と次の休日の間の勤務日数。・適切なバランスで休日を設定することは、蓄積した疲労を回復し、健康を維持する上で重要。
⑥休憩時間 (夜勤途中で1時間以上)	<ul style="list-style-type: none">・労働基準法では、実労働時間が8時間を超えて長時間に及ぶ勤務や夜勤時間帯の勤務の休憩については、具体的な基準を示していない。・疲労回復して安全に業務を行い、医療事故を防ぐためにはより長い休憩時間が必要。
⑦夜勤時の仮眠 (実労働時間が8時間以上の場合2時間)	<ul style="list-style-type: none">・連続2時間の仮眠により、「入眠時間」-「徐波睡眠(心身を休める深い眠り)」-「レム睡眠(心身を起こす浅い眠り)」-「覚醒」、の1サイクルの睡眠が可能。
⑧-1夜勤後の休息(休日) (2回連続夜勤後は48時間以上)	<ul style="list-style-type: none">・生体リズムは2日間で固定されるため、2回連続して夜勤を行うことで、夜型に固定されると言われている。・よって、一般社会と同じ昼型の生体リズムを維持するために、2回連続の夜勤の後には、2日間(48時間以上)の休息を確保し、深夜勤務明けの夜間睡眠ともう1回の夜間睡眠をとる必要がある。
⑧-2夜勤後の休息(休日) (1回の夜勤後は24時間以上)	<ul style="list-style-type: none">・夜勤による疲労を残さないためには、1回の夜勤の後に関しても十分な休息時間として24時間以上の休息を確保することが望ましい。
⑨週末の連続休日 (1ヶ月に1回以上、土・日ともに前後に夜勤のないこと)	<ul style="list-style-type: none">・夜勤・交代制勤務に従事しない人が約8割を占めるという社会の現状では、大多数の人々との生活リズムに合わせ、1ヶ月に1回であっても、週末の昼間の時間帯に家族、友人と過ごし、地域社会などと接する時間を持つようにすることが大切。・それにより、看護職の就業継続に資することができる。
⑩交代の方向 (正循環)	<ul style="list-style-type: none">・逆循環(「日勤→深夜勤→準夜勤」のように、開始時効が早くなる勤務編成)よりも正循環(「日勤→準夜勤→深夜勤」のように、開始時効が遅くなる勤務編成)のほうが、身体を新しいリズムに調整しやすい。
⑪早出の始業時刻 (7時以降)	<ul style="list-style-type: none">・日勤の開始時刻を通常より極端に早くすると、睡眠の質が悪化する。・寝過ごすことなく起床しようと強く意識するために、熟眠が妨害され、睡眠の質を落とすだけでなく、公共交通機関の時刻に合わせて早めに出勤せざるを得ないなど、生活が窮屈になることもある。

(注)公益社団法人日本看護協会編『看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン』(2013年5月)の該当部分を要約した。